(環境省28一③))

別紙1

													1711 PT - 07	
施策名	目標7-1	公害健康被	坡害対策(補	價•予防)				担当部	環境保健部 環境保健企画管理課 保健業務室	作成責任者名 (※記入は任意)	保健業務室長 倉持 憲路			
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	公害に係 の公正な補 る環境汚染 図る。	推進												
達成すべき目標					。 防事業、公 及び健康の確		事業を行い、	设定の ・根拠	公害健康被害の補償等に関する法律 政策評価実施予定時期 平成30年8.					
測定指標	目	標	目標	年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠								
公健法に基づく補償等の 進捗		_ 事業活動等に伴って生ずる著しい大気汚染等の影響により健康被害に 保護及び健康の確保に資する。									係る損害を増	真補するための補償等を行うこと	により、健康被害に係る被害	者の迅速かつ公正な
						年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	測定指標の選定理由及び	び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
環境保健施策基礎調査の 着実な実施(調査対象者		<u>:</u>	60,000人	_	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%		中公審答申及び附帯決議に基づ係を毎年、継続的に観察し、何ら察し、大気汚染との関係が認め	かの傾向が認められる場合	には、その原因を考
数及び調査対象者の同意 率(3歳児調査))			及び75%		87,389人 83.6%	87,072人 83.94%	(集計中)	(集計中)	_	_	_	上の調査対象人数を得る事及び を実施する。	75%以上の同意率を得る事	で信頼性のある調査
ぱ ぱ ぱ ぱ ぱ ぱ ぱ ぱ ぱ ぱ	_	_	60,000人	_	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%		係を毎年、継続的に観察し、何ら	ロ公審答申及び附帯決議に基づき、地域人口集団の健康状態と大気汚染との原 経を毎年、継続的に観察し、何らかの傾向が認められる場合には、その原因を考 そし、大気汚染との関係が認められる際には、必要な措置を講ずる。60,000人以この調査対象人数を得る事及び75%以上の同意率を得る事で信頼性のある調査 実施する。	
数及び調査対象者の同意 率(6歳児調査))	_	_	及び75%		82,767人 86.0%	84,735人 87.07%	(集計中)	(集計中)	-	_	_			

達成手段	予算	算額計(執行	·額)	当初予算額	関連する	**************************************	平成28年
(開始年度)	25年度	26年度	27年度	28年度	指標		行政事業レビュー 事業番号
公害健康被害補償基本統 (1)計調査 (平成7年度)	5 (4)	5 (3)	5 (4)	5	1	〈達成手段の概要〉 公害健康被害の補償等に関する法律(公健法)の被認定者の更新、制度離脱状況等及び補償給付関係項目を更新整理し、公害認定患者に関する基礎資料を得る。 〈達成手段の目標〉 公害健康被害補償制度の今後の運営のため、被認定患者数及び補償費用等の変動推移を更新整理した基礎資料を元に、被認定患者数及び補償費用の将来推計等を行い、認定患者の補償を行う。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 公健法の被認定者への次年度の補償給付額確定、賦課金所要額の算定根拠となり、公害健康被害補償制度の安定的な運営に寄与。	240
公害健康被害補償給付支 (2)給事務費交付金 (昭和49年度)	1,087 (1,087)	1,095 (1,095)	1,072 (1,072)	1,096	1	〈達成手段の概要〉 大気汚染等の影響による健康被害に係る損害を補填するための補償。 〈達成手段の目標〉 健康被害に係る被害者の適切な保護及び健康の確保 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 都道府県知事又は同法第4条第3項の政令で定める市の長が行う公害健康被害認定審査会運営経費など、事務の処理に要する費用の1/2に相当する金額を交付。	242
公害健康被害補償基礎調 (3)查費 (昭和51年度)	11 (10)	14 (13)	14 (13)	14	1	〈達成手段の概要〉都府県知事又は同法第4条第3項の政令で定める市の長が行う公害診療報酬の審査及び支払い状況について抽出集計し、療養給付の実態を把握し、各自治体へ還元する。 〈達成手段の目標〉 不正請求の未然防止や早期発見に資する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 公健法に基づく公正な補償、円滑な制度運営に資する。	244
自立支援型公害健康被害 (4) 予防事業補助金 (平成20年度)	200 (200)	200 (200)	200 (200)	200	1	<達成手段の概要> 地域住民の大気汚染による健康被害を予防するための総合的な環境保健施策。 〈達成手段の目標〉 地域住民の大気汚染によるぜん息等の健康被害の予防や健康回復を図る。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 ぜん息患者等が日常生活の中において自立的にぜん息等の発症予防、健康回復等を行うことを支援するために補助金を交付。	245
(5) 公害保健福祉事業助成費 (昭和49年度)	50 (42)	42 (40)	42 (38)	44	1	<達成手段の概要> 大気汚染等の影響による健康被害者の福祉に必要な事業を行う。 〈達成手段の目標> 被害者の適切な保護及び健康の確保 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 独立行政法人環境再生保全機構が納付金を納付する事業を交付の対象とし、補助を行う。	243
環境保健施策基礎調査 (環境保健サーベイランス (6) 調査費(健康影響等調査)) (平成8年度)	156 (145)	175 (153)	176 (159)	192	2	〈達成手段の概要〉 地域人口集団の健康状態と大気汚染の関係について調査するもの。中公審答申及び附帯決議により、定期的・継続的に観察実施することを求められている。 〈達成手段の目標〉 60,000人以上の調査対象人数と75%以上の同意率をえることで信頼性を確保した調査を滞りなく実施する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 確立された調査方法に基づいて当該調査を確実に実施し、地域人口集団の健康状態と大気汚染の関係について観察し、必要に応じて所用の措置を早期に講ずることにより、被害の未然防止に資する。	241
イタイイタイ病及び慢性カ (7) ドミウム中毒に関する総合 的研究 (平成13年度)	34 (30)	34 (34)	34 (31)	34	1	〈達成手段の概要〉 イタイイタイ病の病態解明や慢性カドミウム中毒の健康影響に関する調査研究を行う。 〈達成手段の目標〉 イタイイタイ病や慢性カドミウム中毒に関する質の高い研究による科学的知見の充実。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 カドミウムによる健康影響を当該研究により解明し、イタイイタイ病や慢性カドミウム中毒の特徴を把握することにより、被害の未然防止や健康確保に資する。	286

イタイイタイ病及び慢性砒 素中毒発生地域住民健康 (8) 影響実態調査 (昭和47年度)	38 (22)	35 (27)	44 (28)	42	1	<達成手段の概要> カドミウムや砒素の汚染地域住民の健康調査を通じたカドミウムや砒素の健康影響の把握等を実施する。 <達成手段の目標> 汚染地域住民の健康上の問題の把握、軽減。イタイイタイ病に関する情報収集・発信。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 汚染地域住民の健康影響を調査することになる汚染地域住民の健康状態を適切な管理等を実施する。						
自動車重量税財源公害健 (9) 康被害補償に係る納付金 財源交付 (昭和49年度)	8,559 (8,556)	8,347 (8,346)	8,052 (8,047)	7,815	1	<達成手段の目標> 健康被害に係る被害者の <施策の達成すべき目標 公害健康被害の被認定者	健康被害に係る損害を補填するための補償。)適切な保護及び健康の確保 (測定指標)への寄与の内容> 計に関する補償給付等の費用に充てるための納付金のうち、大気の汚染の原因である物質を排出する自動車 量税の収入見込額の一部に相当する額を交付することで、公健法に基づく公正な補償給付を迅速に行う。	246				
施策の予算額・執行額	10,140 (10,096)	9,947 (9,911)	9,639 (9,592)	9,442		係する内閣の重要政策 演説等のうち主なもの)						

(環境省28一32)

					(琼児自28一心)									
施策名	目標7-2 水俣病	対策			担当部局名 境限機能地環境保健企画管理器 作成責任者名 対	境保健部特殊疾病 策室長 佐々木 治								
施策の概要		福祉対策及び	『再生・融和・		利措置法」等に基づき、水俣病被害者等の救済対策、水俣 推進するほか、水俣病に関する総合的研究を行うなど、水俣 位置付け 応策7 環境保健対策の推進									
達成すべき目標		題の最終解決			証金の充実と再生・融和・振興の推進 書者が地域社会の中で安心して暮 考え方・根拠 特別措置法(平成21年法律第81号)及び同法に基づく 「救済措置の方針」(平成22年4月閣議決定) 政策評価実施予定時期	平成30年8月								
測定指標	目標	. 目	票年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠									
水俣病患者等に対する補償・救済 1 の進捗	水俣病患者等の 償・救済	甫	_	病被害者σ	臂健康被害の補償等に関する法律」(昭和48年法律第111号)、「平成12年度以降におけるチッソ株式会社に対する支援措置について」(平成12年2月8日 害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」(平成21年法律第81号)及び「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置 平成22年4月閣議決定)等に基づく療養費等の給付及び水俣病に関する調査研究により、水俣病患者等の補償・救済を推進。									
測定指標	基準値基準値	目標値	目標年度	24年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設 25年度 26年度 27年度 28年度 29年度 30年度	定の根拠								
2 水俣市の観光入込客数の増加	436,978人 24年			436,978	469,000 472,000 475,000 478,000 481,000 -「小俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」(3 号)、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」針」(平成22年4月閣議決定)に基づき、水俣病発生地域の地域振興を推・平成29年度までに地域振興施策を通じて、観光入込客数を平成24年度(第5次水俣市総合計画)	の救済措置の方 進。								
達成手段	予算額計(執行額) 当初予算額		関連する	達成手段の概要等									
(開始年度)	25年度 26年	度 27年度	28年度	指標	<i>迚以</i> Ţ₹¥♥7帆女守									
(1) 水俣病総合対策関係経費 (昭和49年度)	10,973 11,6: (10,800) (11,4		12,116	1, 2	〈達成手段の概要〉 医療事業対象者(医療手帳・水俣病被害者手帳保有者)に対して、療養費、手当を支給する。また、水俣病発生地域における医療・福祉対策、早生・融和対策(もやい直し)及び地域振興を推進する。 〈達成手段の目標〉 水俣病発生地域における健康上の問題の軽減・解消等:数値化困難 水俣病発生地域の地域振興:観光入込客数 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 水俣病の最終解決を図り、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていける環境づくりを進める。	247								
(2) 水俣病対策地方債償還費 (2) (平成12年度)	3,513 2,87 (3,513) (2,87		2,849	1	〈達成手段の概要〉 熊本県が、水俣病対策に係る県債の償還に支障をきたさぬよう、その不足額を補助する。 〈達成手段の目標〉 県債の償還率:100% 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 水俣病が生じる原因となったメチル水銀を排出した事業者による患者補償を、将来にわたり自力で患者補償を行うことを確保する。	248								
【9-3再掲】 (3) 水俣病に関する総合的研究 (昭和48年度)	35 36 (27) (32	37 (36)	40	1	<達成手段の概要> 水俣病やメチル水銀の健康影響に関する調査研究を行う。 <達成手段の目標> 訴訟に必要な科学的知見、社会学的知見の収集: 数値化困難 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 認定審査の促進、紛争の解決を図る。									
【9-3再掲】 (4) 国立水俣病総合研究センター 調査研究 (昭和53年度)	339 372 (337) (353		728	1	(達成手段の概要> 水俣病に関する総合的な調査、研究並びに水俣病、水銀等に関する国内外の情報の収集、整理、提供を行うこと及びこれらに関連する研究の 施。 達成手段の目標 > 国内外で過去に、投病、水銀等に関する国内外の情報の収集、整理、提供を行うこと及びこれらに関連する研究の 達成手段の目標 > 国内外で過去に、投稿で、対象によって引き起こされた健康被害・環境汚染の解決及び将来的な発生防止:数値化困難 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 水俣病発生地域に対する化学的アプローチによる情報発信、及び途上国支援を中心とする水銀管理技術の移転による国際貢献。									
施策の予算額・執行額	14,355 11,40 14,860 14,90 (14,677) (14,73 (14,182) (14,13	15,021 (2) (14,066)	15,733		 係する内閣の重要政策 演説等のうち主なもの)	•								

(環境省28一③)

別紙1

施策名	日標7-3	石綿健康被	害救済対領								担当	部局名	環境保健部環境保 健企画管理課石綿	TF队员往右右 g		
加 尼來·日	<u> П</u> (ж. 7 - 0												健康被害対策室	(※記入は任意)	城 亮	
施策の概要	石綿の健康	東被害の救済	Fに関する法	律(以下、「	石綿法」とい	う。)に基づ	き、被害者及	び遺族の迂	速な救済を	図る。		系上の 付け	施策7 環境保健対策の推進			
達成すべき目標		健康被害を り、石綿による 進進する。					る健康被害	に関する調	考え力		石綿による健康被害の救済に関する法律 (平成18年法律第4号)第1条、第80条 政策評価実施予定時期			平成30年8月		
測定指標	基準値				目標値	,		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目							が目標値(水準・目標年度)	の設定の根拠
		基準年度		目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元 4白1- L 3	よる健康被害の迅速な救済を図るためには、認定業務に係る期間を短			
石綿法に基づく認定業務 の進捗状況(療養者から 1 の医療費等の申請に対す	173日	平成18年度	120日 (平成18年		140日	140日	120日	120日	120日	120日	120日	することがまでの平均	重要であり、療養者か 処理日数を指標として	らの医療費等の申請に対する	る認定・不認定決定	
る認定・不認定決定までの 平均処理日数)	1/3日	十成10年度	度の3割 減)		130日	115日	116日	106日				等により、 [∑] を維持する	平成18年の石綿健康剤 よう目標を設定してき もすることにより、制度	皮害救済制度発足当時の平±たところ。平成26年度以降は たところ。平成26年度以降は 発足当時の平均処理日数の	り処理日数の2割減 、これらの取組みを	
		•						D進捗状況								
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(実績) 27年度 28年度 29年度 30年度 31年度				○○任度	○○任度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠					
		- 卒午十尺		口保干及	健康管理の	健康管理の	健康管理の	健康管理の	石綿ばく露者	UU干度	しし午度					
2 石綿ばく露者の健康管理	_	の を り た り な 記	健康管理 の事据え た実務の な課題の	平成31年度	な課題の抽 出及び対応 方策等に関 する調査・検	事業化を見 据えた実務的 な課題の対応 力策等に関 する調査・検 討	な課題の抽 出及び対応 方策等に関	な課題の抽 出及び対応 方策等に関	の健康管理 に係る取りまと の取び事業 化に向けた調整	-	_	・国会の附帯決議で、石綿にばく露した可能性のある周辺住民に 及び問診の実施や、医学的に必要と認められる住民に対する定期 等、健康管理対策を図るよう努めることとされているほか、石綿の修 る検討会報告書で、平成27年度以降は、従来のように、データ収集			定期的な経過観察 常の健康影響に関す	
└ に係る試行調査の進捗			抽出及び 対応方策 等に関す る調査・検 討を行う		1928人に対し て、保健指導 や胸部CT検 査等を行い、 実務的な課 題を抽出。							する調査で	はなく、石綿検診(仮	(か)の実施に伴う課題等を検 ことが考えられるとされている	対するためのフィー	
測定指標	E	標	目標	 [年度					測定指標の	の選定理由	- 日及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠					
石綿による健康被害の救 3 済に関する法律の施行状 況の検討	法律の施 検討及び し	行状況の 必要な見直	28:	年度					-部を改正す -必要な見直					、この法律の施行後五年以内	内に、新法の施行の	
達成手段	予:	算額計(執行	·額)	当初予算額	関連する							n n 4-1-			平成28年	
(開始年度)	25年度	26年度	27年度	28年度	指標					道	権成手段の				行政事業レビュー 事業番号	
石綿問題への緊急対応に (1)必要な経費 (平成18年度)	771 (648)	695 (665)	700 (603)	696	・(独)環境再生保全機構への交付金により、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく救済給付の支給に係る認定業務等を実施。 1.2.3 ・各種調査研究の実施により認定のための医学的判定の迅速化等に資するよう、石綿健康被害に関する知見等を収集。 ・石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の実施により、健康相談及び問診の実施や定期的な経過観察等、健康管理対策を図る。 ・これらにより、石綿健康被害救済制度を着実に運用するとともに、被害者及び遺族の迅速な救済を実施。											
施策の予算額・執行額	771 (648)	695 (665)	700 (603)	696		でれらにより、日純健康被告核済制度を有美に連用することもに、被告有及び遺族の迅速は核済を美地。 転に関係する内閣の重要政策 牧方針演説等のうち主なもの)										

(環境省28一34)

別紙1

															(垛况省20)				
	施策名	目標7-4	環境保健に	関する調査	研究							担当	部局名	環境保健部環境安 全課	作成責任者名 (※記入は任意)	環境安全課長 立川 裕隆			
	施策の概要	種々の環境 報提供を行 ①花粉症に ②黄砂の健	康被害をもたらしている可能性が指摘され、国民的な関心は高いが因果関係は科学的には明らかにされていない での環境因子について、調査研究を推進する。また、既に明らかになっている知見について、一般に分かりやすく情 提供を行い、必要な対処等を行うよう意識啓発を進める。 花粉症についての情報や花粉の飛散予測等について、一般に情報提供を行い、花粉症の増悪の予防を進める。 黄砂の健康影響についての実態を明らかにし、必要に応じて適切な対応を検討する。 熱中症の健康影響について一般に普及啓発を行う。																
			おお症、黄砂の健康影響、熱中症の健康影響について調査研究を進めるとともに、一般に普 目標設定の 大容発を図る。 国民に健康被害をもたらしていると指摘され 大容発を図る。 マルス は、一般に普 は一般に普 は、一般に普 大容発を図る。 マルス は、一般に普 大容発を図る。 は、一般に普 大容発を図る。 コード は、一般に普 大容発を図る。 は、一般に普 大容発を図る。 コード は、一般に普 大容発を図る。 コード は、一般に普 大容発を図る。 コード は、一般に普 大容発を図る。 コード は、一般に普 大容発を図る。 コード は、一般に普 大容発を図る。 コード は、一般に普 大容発を図る。 マルス は、一般に 大容発を図る。 コード は、一般に 大容発を図る。 マルス は、一般に 大容発を図る。 コード は、一般に 大容発を図る。 マルス は、一般に 大容発を 大容を 大容を 大容を 大容を 大容を 大容を 大容を 大容																
	測定指標	基準値		目標値					度ごとの目れ 度ごとの実績				測定	指標の選定理由及び	び目標値(水準・目標年度	E)の設定の根拠			
l –	**********		基準年度		目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度							
1	花粉飛散の予測精度(花 粉飛散モデルによる予測 総花粉量と実際の総花粉 量の寄与率(R^2))	21.7%	24年度	60.0%	28年度	60.0% 21.7%	60.0% 73.0%	60.0% 28.5%	60.0% 46.2%	60.0%		-		おいては、花粉の総飛 予測値と実測値との相	うことが目標であること の寄与率を目指す。				
	里の奇子平(R Z))				-								本施策に	おいては、調査モテルの	ルを確保しなければ正				
	黄砂による健康影響に係	50/EI	05 /= /=	007/71	00/5	-	50	150	208	287	_	_	しい結果を	導くことが困難である	ことから、検討会において平	『成26年度は年間100			
2	る調査対象者数(累積)	50例	25年度	287例	28年度	-	50	128	207						成26年度の状況を踏ま 0目標を80人/年と改め				
	熱中症の普及啓発の進捗				1	_	_	_	_	_	_	_	環境省が	発行している熱中症対	る自治体からの希望数				
3	度(熱中症啓発資料の配 布数)	1,343千部	24年度	_	<u> </u>					····	·····	 	►を指標とするかが把掛		体がどの程度関心をもって	対策を行おうとしてい			
	1 130				1	1343	1366	2539	3132				الا ٦١٠ ١٧٠٥٠	± (20°					
	熱中症の普及啓発の進捗 度(アンケートにおいて暑く					_	_	_	_	89.8%	_	_		自治体に対して、暑くなる前からの熱中症対策を実際にどの程度					
4	なる前から熱中症対策を	89.8%	25年度	89.8%	28年度					 	 	 			台体等に対して行っている啓 アンケート実施開始年度(2	啓蒙活動の定着が把握 (25年度)以上を目標と			
	行ったと回答した自治体の 割合)		:		-	_	89.8%	99.2%	100%				する。	/M25 M21-000 C1010	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7				
	達成手段	予算	予算額計(執行額) 当初予算額 関連する									+ 5	平成28年 行政事業レビュー						
	(開始年度)	25年度 26年度 27年度 28年度				指標	達成手段の概要等												
(1	環境中の多様な因子による健康影響に関する基礎 調査(平成27年度までの 大気汚染物質等健康影響 評価事業費等を統合)	23 (23)	22 (22)	22 (21)	22	1,2	〈達成手段の概要〉 花粉の飛散や黄砂の健康影響についての調査・研究を実施する。 〈達成手段の目標〉 花粉の飛散や黄砂の健康影響の有無等について調査・研究を通じて、国としてどのような対応が必要が検討が進む。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 調査研究の有効性や信頼性が上昇させる。												
(2	熱中症対策推進事業 (平成25年度まで:環境汚 染物質以外の因子に関す る健康影響基礎調査費)	35 (25)	45 (38)	45 (40)	80	3,4	熱中症対策 らう く達の自治 全での を を を を を を を を を を を を を を を う を う を	<達成手段の概要> 熟中症対策に関するマニュアルやリーフレット等の作成・配布、講習会の実施等を通じて、自治体等で熱中症対策を早期から開始しても											
ħ	玉策の予算額・執行額	58 (48)	67 (60)	67 (61)	102		系する内閣の 演説等のうち	D重要政策											